

# 石川県支部 2015 年度版記念局限定全市町交信アワード発行規程

## (目的)

第1条 この規程は、石川県支部 2015 年度版記念局限定全市町交信アワード発行に関する要件を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「発行者」とは、JARL 石川県支部長をいう。
- 2 「交信」とは、アマチュア無線により互いに RS(T)レポートを交換することをいう。
- 3 「記念局」とは、2015 年度に JARL が開設した局で、JA9RL または JA9YRL の指定事項変更により免許された次の局をいう。
  - ・8N9G
  - ・8J9VLP
  - ・8J90Y
  - ・8N9C

## (アワードの種類)

第2条の2 アワードは次の二種類を発行する

- ・ S 賞
- ・ A 賞
- ・

## (申請要件)

第3条 アワードの申請に用いる交信記録は、次の通りとする。

### 1 S 賞

- (1) 西暦 2015 年 4 月 1 日から  
同 2016 年 3 月 31 日までの交信を有効とする。
- (2) 第2条に定める記念局だけで石川県の全市町と交信する。(QSL カード不要)。
- (3) 同一局との複数回交信を認める。
- (4) 申請者の運用場所は制限しない。
- (5) SWL 及び外国局にはアワードを発行しない

### 2 A 賞

アワードの申請に用いる交信記録は、申請者が取得したカードを用い、その所持証明は申請者の自己宣誓によるものとする。

- (1) 昭和 55 年 7 月 1 日以降に交信したカードを有効とする。
- (2) 3 バンド以上を使用して石川県の全市町からカードを得る。
- (3) 同一局のカードは、重複使用できない。  
ただし、記念局に限り最大9市町まで同一局のカードを使用できる。
- (4) 申請者の運用場所は、  
石川県内からの場合：全て同一市町からの運用  
石川県外からの場合：全て同一の都道府県内からの運用に限る。
- (5) カードには、市町名や移動地が明記されていること。  
交信後に自治形態の変更(例：村から町へ、または町から市へ)や合併があった場合は現存する市町名に読み替える。
- (6) 申請に用いるカードは、電子データによる交信証明も有効とする。
- (7) SWL 及び外国局にはアワードを発行しない。

## 第3条の2 申請方法

特定申請用式により石川県支部長に申し込む。

(審査・発行)

- 第4条 発行者は、アワードの申請があった場合、できる限り速やかに審査しなければならない。
- 2 審査において、記念局の交信記録は JARL 石川県支部が管理する業務日誌により確認するものとする。
  - 3 申請者は業務日誌の記載事項について異議申し立てをすることができない。
  - 4 申請内容に不備がない場合は、速やかにアワードを発行する。また、発行状況 HP 等に掲載する。

(申請費用)

- 第5条 申請費用は無料とする。
- 2 申請にかかる郵送料は申請者負担とする。

- 3 電子メールによる申請も受付する。

(取り消し)

- 第6条 発行者は、この規約に違反している事が判明した場合は、アワード発行後であっても、アワードを取り消すことができる。この場合、取り消したアワードの受領者のコールサイン及び取り消し理由を HP 等に掲載する。

附則

- 1.この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2.アワードの受付は2017年3月31日までとする。